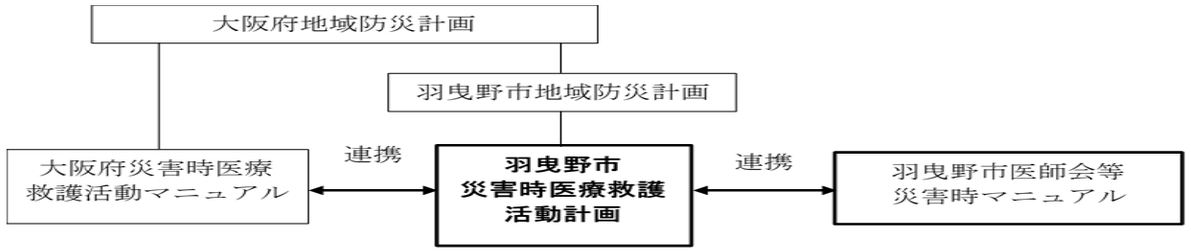
羽曳野市災害時医療救護活動計画[概要版]

［1］計画の趣旨

○ 大規模災害時には予測される多数傷病者に対し、この地域で限られた人的、物的資源を用いて医療救護活動を行っていかなくてはならない。
○ 災害医療の目標は、「負傷者の最大多数に対して最良の結果を生み出す」ことである。本計画では、羽曳野市地域防災計画に基づき、大阪府や羽曳野市医師会及び羽曳野市歯科医師会、羽曳野市薬剤師会、市内医療機関等と連携、連動しながら、体制を整え、住民に医療を提供し、被災者等を保護するための手法や体制等についてまとめたものである。

［2］計画の位置付け

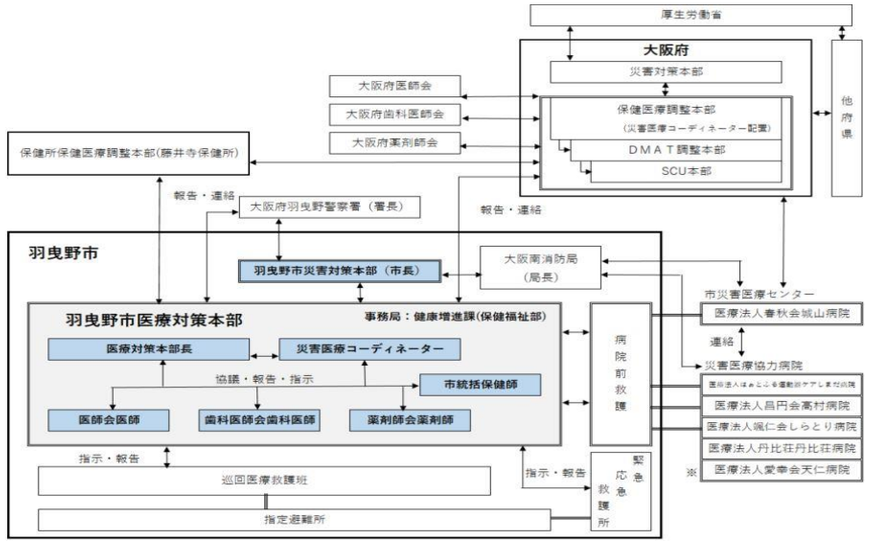


［3］被害想定

・羽曳野市地域防災計画における被害想定と同様に、大阪府が設定した想定地震の内、最も地震発生確率が高いとされる上町断層帯地震Bのケースを想定する。

［4］本部体制と関係機関

羽曳野市医療対策本部と関係機関

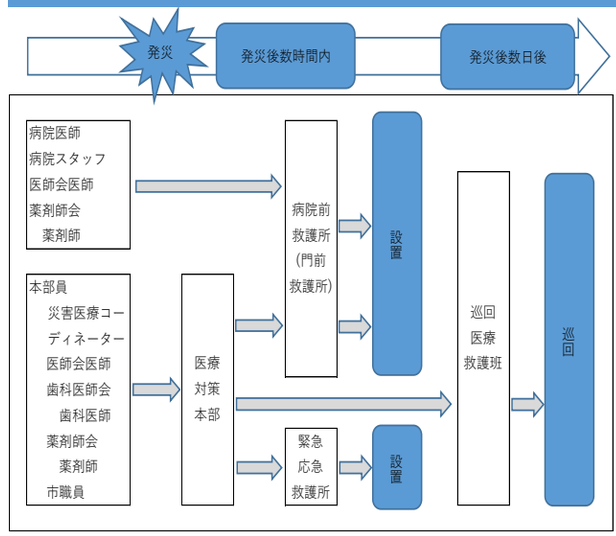


医療対策本部	医療救護活動の中枢機関として、市災害対策本部の指示への対応、関係機関と連携した医療救護活動を担う
医療対策本部長	市医療対策本部を統括する(保健福祉部長が指名する市職員)
災害医療コーディネーター (羽曳野市医師会会員医師が参画)	医療救護活動を統括調整するため必要な医療情報を集約及び一元化し、市災害医療対策本部の本部員として、医療救護活動全般に関する医学的助言を行う。
羽曳野市医師会会員医師	地域医療の実情に精通している医師会会員医師が、必要な医療が迅速かつ的確に提供されるよう、医学的助言を行う。
羽曳野市歯科医師会会員歯科医師	地域歯科医療の実情に精通している歯科医師会会員歯科医師が、必要な医療が迅速かつ的確に提供されるよう歯科の観点から助言を行う。
羽曳野市薬剤師会会員薬剤師	地域の薬局・卸売販売の実情に精通している薬剤師会会員薬剤師が、必要な医療が迅速かつ的確に提供されるよう薬事の観点から助言を行う。
統括保健師	保健所との連携、健康支援ニーズの把握、また受援体制に関すること等について、市職員である保健師のリーダーとして役割を担う。

［5］タイムライン(参集基準等)

・羽曳野市地域防災計画に定める羽曳野市災害対策本部動員及び配備体制に準拠し、風水害、地震の場合ともに非常配備段階で、本部員は医療対策本部に自動参集とする。警戒配備段階においても参集基準を設ける。その他、医療対策本部長は、参集が必要と認められる災害が発生した場合、参集を指示する。

［6］救護所活動



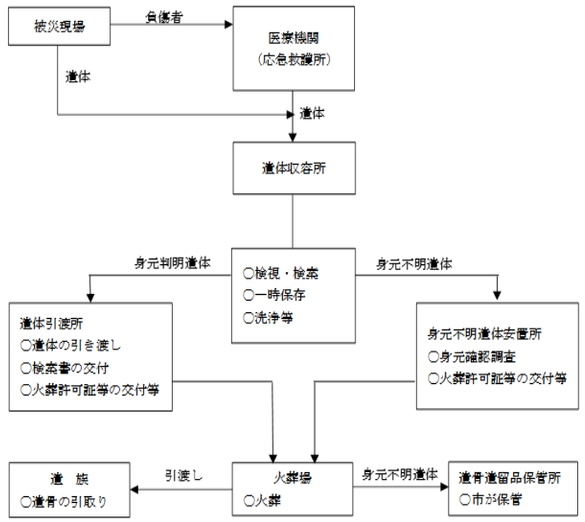
○病院前救護所(門前救護所)
・ 市災害医療センター及び災害医療協力病院の玄関や玄関前、また駐車場に開設する。通常の診療体制とは別に、主にトリアージや応急処置等を行う。
・ 開設医療機関
医療法人春秋会城山病院
医療法人はぁとふる運動器ケアしまだ病院
医療法人昌円会高村病院
医療法人颯仁会しらとり病院
・ 連絡調整員(リエゾン)
病院前救護所を設置する市災害医療センター及び災害医療協力病院に、市職員2名を１班として編成し派遣する。

○緊急応急救護所
・ 特定地域において甚大な災害が発生した場合や市災害医療センターまたは災害医療協力病院が被災したことにより、十分な医療救護活動が行えないと判断される場合等に緊急的に応急救護所を設置する。設置場所は、学校施設やその他公共施設等とする。

［7］傷病者の搬送

・市外搬送(府外を含む)は、原則、基幹災害拠点病院が調整を行う。ヘリコプターの活用等は、大阪府保健医療調整本部が搬送要請を行う。

［8］検案・検視



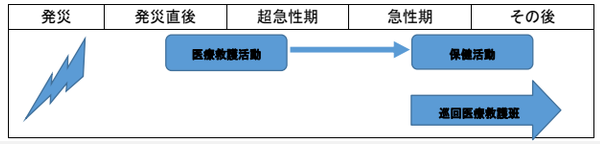
［9］医薬品等の確保

・発災直後の応急処置をはじめとした医療救護活動に用いる医薬品、衛生材料、医療器具は、日常から関係機関と協議のうえ、発災時には速やかに医療救護活動を行うことができるよう備蓄管理に努める。
・医薬品の品目、量は羽曳野市薬剤師会の協力を得て必要なものを選定する。
・病院前救護所(門前救護所)を設置する市災害医療センター及び災害医療協力病院は、それぞれの医療機関の施設状況や規模に応じて、必要な資器材を調達する。調達に必要な費用を助成する羽曳野市医師会に対し、負担金を交付する。

［10］応援要請

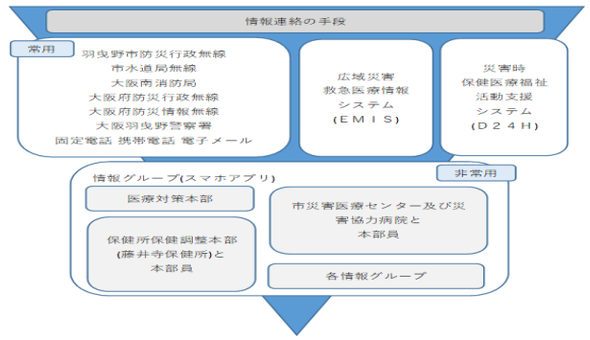
・救護所運営や巡回医療等を行うにあたり、人的資源が不足する場合は、保健所保健医療調整本部(藤井寺保健所)を通じて、大阪府保健医療調整本部や日本赤十字社大阪府支部等に医療救護班の派遣要請を行う。

［11］巡回医療救護



・発災後、一定の時間の経過とともに医療救護活動から保健活動が求められることとなる。慣れない避難所生活で体調を崩される被災者の手当て、また健康管理と把握を行うため、巡回医療救護班による避難所の巡回を行う。
・巡回医療救護に必要な資器材等を確保し発災時に備える。

［12］情報連絡



［13］医療救護の費用

・救護所(病院前救護所(門前救護所))における医療費の自己負担は原則として発生しない
・医療施設における医療費は原則として健康保険制度に従う。

［14］平常時の取り組み

・関係者会議の開催
・発災時の医療職の不足に備えた体制整備
・平常時の体制整備

［その他］資料集

・J-SPEEDに定められる様式、大阪府や藤井寺保健所管内共通の様式を用いることにより、様式相違による混乱を防ぎ、円滑な情報伝達に努める。
・トリアージ説明書 等